

# 認可期間審査基準

- この「認可期間審査基準」は、熊本県岩石採取計画認可事務取扱要領第3条の規定に基づき定めるものであり、岩石採取に係る認可期間については、この審査基準により決定する。
- 認可期間の決定は、別表に掲げる審査項目ごとに審査された点数の合計により、次のとおり定める。
  - 7年以内：総審査点 90点以上
  - 6年以内：総審査点 80点以上
  - 5年以内：総審査点 70点以上
  - 4年以内：総審査点 60点以上
  - 3年以内：総審査点 50点以上
  - 2年以内：総審査点 40点以上
  - 1年以内：総審査点 40点未満、初回申請、熊本県岩石採取計画認可事務取扱要領 第3条の表に該当する場合。

この例では、総審査点が「65点」のため、認可期間は4年以内となる。

審査項目は、認可前に行う立入検査及び認可の申請書（図面や写真等）により確認を行い、確認できないものは評価しない。

審査項目ごと、黄色のセルに1つだけプルダウンで「○」を付けます。加点の審査項目はすべてで21項目ありますので、21項目すべて入力して下さい。

採取場	
事業者	
審査者(事)	
審査者(技)	
審査日	

[別表]

	No.	審査項目	審査基準					増減点の理由等	
			控除点数 該当なし	7点	5点	3点	2点		0点
事業区域	1	採取区域、保全区域、事業区域は現地の地物（杭や立木など）により明示がなされているか				全体的明示	一部不明示	大半が不明示	
						○			
事業区域	2	保全距離は採取計画どおり確保されているか				確保されている		確保されていない	
							○		

審査基準補足
<p>採石法第33条の3、規則第8条の15                      実測平面図の精度が乏しく、現地との整合が確認できないものは評価できない。                      地物とは、杭、立木、道路、建物、河川、植生等で現地を確認できるものとする。                      国調済みの箇所は、原則国調の杭とする。杭が紛失している場合は、国調の成果により復元された杭とする。                      未国調の箇所は、周辺の土地所有者に書面により同意を得た地物とする。</p>
<p>採石法第33条の3、採石技術指導基準書 P.1~6                      実測平面図の精度が乏しく、現地との整合が確認できないものは評価できない。                      保全距離は、採取計画の値が判断の基準となる。                      必要な保全区域が一部でも確保できていない場合は、「確保されていない」と評価する。                      保全区域を設けない場合（最終採掘レベルが隣地と同一レベルとなる場合で隣地の崩壊のおそれがなく、跡地利用促進の観点から表土除去が適当と判断される場合）は、「確保されている」と評価する。</p>

	No.	審査項目	審査基準					増減点の理由等	
			控除点数 該当なし	7点	5点	3点	2点		0点
			採取区域	表土除去	3	表土除去（①除去範囲10m以上、②勾配40°以下）を行っているか			
採取区域	ベンチ状況	4	幅、高さ、掘削面の傾斜が採取計画を満足するか	全て採取計画を満足	概ね採取計画を満足する	半分程度採取計画を満足する	一部のみ採取計画を満足する	ベンチカット法で行っていない	
事業区域	採掘後の状況	5	暫定残壁 小段の幅、掘削面の傾斜、高さは採取計画を満足するか	7 全て採取計画を満足	採取計画を満たすよう切り直している	概ね採取計画を満足する	一部のみ採取計画を満足する	全く採取計画を満足しない	
事業区域	採掘後の状況	6	最終残壁 平均傾斜、小段の幅、掘削面の傾斜及び高さは採取計画を満足するか	7 全て採取計画を満足する又は安全対策が済んでいる	概ね採取計画を満足する	半分程度採取計画を満足する	一部のみ採取計画を満足する	全く採取計画を満足しない	
事業区域	運搬	7	原石の運搬方法は適切か			運搬路方式のみ	一部オープンシュートあり	採取計画と合わない	

審査基準補足			
採石技術指導基準書 P.1~6, 20, 21 参考P.1 表土除去の対象となる10m以上の範囲において、土地に傾斜がない場合や逆勾配である場合、採掘終了時に土留工事等を行う場合等は、採取計画で除去範囲を縮小することができ、これに基づき判断する。			
採石技術指導基準書 P.1~6 採取計画が採石技術指導基準書（右表）より厳しい値（基準）を採用している場合は、採取計画の値が判断の基準となる。 但し、「採取計画の値」が採石技術指導基準書を満足しない場合は評価しない。 概ねとは、8割以上とする。	ベンチの状況	幅	高さ
	砕石用原石	(S+RまたはR')以上	15m以下
	石材用原石	R以上	20m以下 (5m/回以下)
	風化岩石	(S+R)以上	5m以下
	傾斜		
			75°以下
			90°以下
			45°以下
	S:起砕岩石の広がり幅 R:使用機械が安全に作業できる幅 R':使用する履帯式機械が安全に作業できる幅		
採石技術指導基準書 P.1~6 採取計画が採石技術指導基準書（右表）より厳しい値（基準）を採用している場合は、採取計画の値が判断の基準となる。 但し、「採取計画の値」が採石技術指導基準書を満足しない場合は評価しない。 概ねとは、8割以上とする。	暫定残壁の状況	小段幅	小段高
	砕石用原石	2m以上	20m以下
	石材用原石		75°以下
	風化岩石		90°以下
			45°以下
	掘削傾斜		
	最終残壁の状況	平均傾斜	小段幅
	砕石用原石	60°以下	2m以上
	石材用原石	70°以下	
	風化岩石	35°以下	
			20m以下
			75°以下
			90°以下
			45°以下
採石技術指導基準書 P.2, 19 採取計画で「運搬路方式のみ」としていた場合で、実際は「オープンシュート」を一部でも行っている場合は、「採取計画と合わない」と評価する。 オープンシュートを行う場合は、採取計画に災害を防止するための措置の記載がなされていない場合は評価しない。			

	No.	審査項目	審査基準					増減点の理由等	審査基準補足															
			控除点数 該当なし	7点	5点	3点	2点			0点														
事業区域	汚濁水	8				確保している	一部確保していない	確保していない	<p>採石技術指導基準書P.14、参P.21</p> <p>沈砂池は沈殿池を含む。 沈砂池の能力とは、位置（集水できる高さも含む）、面積、深さが採取計画を満たす場合であり、排水の呑口から吐口までは乱れも短絡もない形状であることが必要である。 上述の内容が一部でも不足する場合や濁水が沈砂池に集水できていない箇所がある場合は、「確保していない」と評価する。</p> <p>採石技術指導基準書 P.14、参P.22</p> <p>沈砂池は沈殿池を含む。 たい積部の容量の評価は、複数の沈砂池がある場合は過重平均とする。 【計算例】 A 沈砂池は1年間の流出土砂量が900m3でたい積部の容量が100m3、 B 沈砂池は1年間の流出土砂量が300m3でたい積部の容量が400m3の場合。 加重平均=たい積部容量÷流出土砂量 =(100+300*)÷(900+300)=1/3 (④を満足) ※ B 沈砂池のたい積部容量は400m3であるが、計算では1年間の流出土砂量を上限に300m3とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>①沈砂池及び沈砂池からの排水路は再汚濁のない構造で沈砂池は有効水深1mを確保</td> <td>2点</td> <td>3点</td> <td>5点</td> <td>7点</td> </tr> <tr> <td>上記を満たさない</td> <td>0点</td> <td>2点</td> <td>3点</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>たい積部の容量が1年分の3分の1未満</td> <td>④たい積部の容量が1年分の3分の1以上</td> <td>③たい積部の容量が1年分の半分以上</td> <td>②たい積部の容量が1年分以上</td> <td></td> </tr> </table>	①沈砂池及び沈砂池からの排水路は再汚濁のない構造で沈砂池は有効水深1mを確保	2点	3点	5点	7点	上記を満たさない	0点	2点	3点	5点	たい積部の容量が1年分の3分の1未満	④たい積部の容量が1年分の3分の1以上	③たい積部の容量が1年分の半分以上	②たい積部の容量が1年分以上	
	①沈砂池及び沈砂池からの排水路は再汚濁のない構造で沈砂池は有効水深1mを確保	2点	3点	5点	7点																			
	上記を満たさない	0点	2点	3点	5点																			
たい積部の容量が1年分の3分の1未満	④たい積部の容量が1年分の3分の1以上	③たい積部の容量が1年分の半分以上	②たい積部の容量が1年分以上																					
汚濁水	9	沈砂池の維持管理状況は適切か（①沈砂池及び沈砂池からの排水路は再汚濁のない構造で沈砂池は有効水深1mを確保し、また、たい積部の容量が②1年分以上、③1年分の半分以上、④1年分の3分の1以上を確保しているか）		①及び②を満足	(①及び③)又は②を満足	(①及び④)又は③を満足	①又は④を満足	満足しない																
たい積物	10	廃土等のたい積は採取計画に基づき適正に行っているか（①たい積場の位置、②たい積場外（内）水排除施設、③安定計算に基づく法勾配、④1.0m以内毎に幅2m以上の小段、⑤完成した部分の順次緑化）	7	5つを満足	4つを満足	3つを満足	2つを満足	1つ以下を満足又は満足しない	採石法第33条の2、規則第8条の14 採石法第33条の3、規則第8条の15 採石技術指導基準書 P.15~18 廃土等を一時的に置くたい積場も対象である。 製品は対象外とするが、出荷の見込みがない製品は廃土等とみなす。 掘り下がり採石場跡地にたい積する場合にあっては適用しないが、跡地の容量に対して廃土等の体積が超過する場合は適用する。 但し、高さが10m以下は評価の対象外とする。 ②を必要としない場合は加点对象と見なす。															
緑化	11	緑化に取り組んでいるか（①最終残壁には順次取組み、②緑化した個所が根付いているか）	7	①、②を満足	①、②を概ね満足		あまり取り組んでいない	取組んでいない	採石技術指導基準書 P.22 他用途に活用する計画がある部分等は除いて評価する。 順次とは、採掘後に植栽出来る時期を迎えた場合をいう。 概ねとは、8割以上とする。															

	No.	審査項目	審査基準					増減点の理由等	審査基準補足	
			控除点数	7点	5点	3点	2点			0点
			該当なし							
事業区域	12	粉塵の対策を行っているか（①洗車ピット、②プラントのフードカバー等、③場内入口付近の舗装、④散水、⑤場内外の道路清掃）			5項目確認できる	4～3項目確認できる	1～2項目確認できる	確認できない	採石技術指導基準書P.12,13,19 プラントのフードカバー等にはプラントの位置、集塵機等を含む。	
	13	騒音、振動等の対策を行っているか（①火薬類の適正化、②作業時間帯、③プラントの位置）					該当する項目は確認できる	確認できない	採石技術指導基準書P.12,13,19 火薬類は、作業記録により計画的に使用されていることが確認できる場合に評価する。 作業時間帯は、周辺の状況（民家等の存在、通勤通学に使用される道路の存在）を勘案し作業を行っていることが作業日報等で確認できる場合に評価する。 プラントの位置は、周辺施設に配慮された位置である場合に評価する。	
	14	採取計画への参画、岩石採取及び災害防止についての監督、従事者への教育の立案または実施、帳簿の記載の状況		全て確認できる	概ね確認できる		一部のみ確認できる	確認できない	採石法第32条の12（業務管理者の義務等） 業務管理者からの聞き取り及び帳簿の記載内容により確認できる場合に評価する。	
	15	岩石採取標識は採石法に定められた記載内容、大きさの標識を採取場の見やすい場所に設置しているか また、自社のウェブサイト上に適切に掲示しているか（採石法施行規則第8条の19第4項に該当する場合はウェブサイトでの掲示は不要）					設置・掲示しており、内容等も適切である	設置・掲示していない、又は内容等に不備がある	採石法第33条の15（標識の掲示）、規則第8条の19 「見やすい場所」とは一般的には、ダンプカーの搬出口等公道に面しているところであって、一般通行人又は付近住民等が見ることができるところである。 また、自社のウェブサイト上に掲示し、地域住民や一般の消費者等が閲覧できるようにしなければならない。 ・採石法施行規則第8条の19第4項（次のいずれかに該当） 1 常時雇用する従業員の数が20人以下である場合 2 自ら管理するウェブサイトを有していない場合	
その他	16	危険標識、立入禁止柵、車両転落防止等を設置しているか	3			適正に設置してある	一部設置がある	あまり設置していない	採石技術指導基準書P.21 場内道路は、車両防護土留め・速度制限標識・視線誘導標の適宜設置が必要で、危険箇所の周囲には立入禁止柵の設置が必要である。	
	17	県の指導（立入検査等での指摘など）に対する対応状況は適切か（現認可期間）			適切に行った又は該当なし		一部行った	行わなかった	採石法第42条（報告及び検査） 立入検査時等に、業務管理者等の立会者と検査者で確認した「岩石採取場立入検査表」で要改善項目の対応状況について評価する。	
	18	責任者や業務管理者等が講習会などへ積極的に参加し、資質の向上に努めているか				3カ年参加	2カ年参加	1カ年参加	対象とする講習会は、熊本県主催のものに限り、開催された直近3年間を評価する。	

	No.	審査項目	審査基準					増減点の理由等	審査基準補足	
			控除点数	7点	5点	3点	2点			0点
			該当なし							
その他	19	組合に加入等して跡地保証制度が確立されているか	確立されている					確立されていない	<p>事務取扱要領第4条(2) 「確立されている」とは、組合加入、同業者の連帯保証及び本県協定実施要領に基づき現金による保証として300万円以上（採取場毎）の質権設定がされている場合である。</p> <p>採石法第42条（報告及び検査） 合同パトロール時に、業務管理者等の立会者と検査者で確認した「岩石採取場立入検査表」で要改善項目の対応状況について評価する。 合同パトロールを開催しなかった場合は、前年度の状況で判断する。</p> <p>「熊本県SDGs登録制度」の登録事業者であることを確認する。</p> <p>提出日は、収入証紙が張られた状態で受付印が押された日とする。</p>	
	20	県と組合との合同パトロールに①参加し、②指摘事項について改善を行っているか		指摘がない又は②を満足	②をほぼ満足	①を満足	参加していない			
	21	熊本県SDGs登録制度の登録事業者か				登録事業者である		登録事業者ではない		
	22	認可申請書を認可の期間が満了する日より60日前までに不備なく提出し終えているか				60日前までに提出した		60日前までに提出しなかった		
			5	4	3	8	2	0	審査による評価数	
			31	28	15	24	4			
			71					審査点計		
			100					(百点満点換算) 審査点計		

「審査による評価数」の計は、「22」になるか確認して下さい。

該当なしの点数を除くと71点が満点で、この例では満点の71点。

この例は満点なので、100点満点に換算すると100点。

審査項目		審査基準			増減点の理由等
No.		減点なし	-2点／人(回)	-5点／人(回)	-10点／人(回)
事故等	23 死亡事故等の発生状況（現認可期間）	該当なし	休業4日以上業務災害等が発生		死亡事故発生
			その他	転落、発破及び機械等による事故	
				2人	1人
遵守義務	24 県から指示書を受けたか（現認可期間）	該当なし	指示書を受け改善した		指示書を受けたが改善していない
				1回	1回
25	採取計画を遵守し採掘を行っているか。（現認可計画）	該当なし			現計画の最終掘削面よりも掘削している
		○			

減点の審査項目は3項目です。該当がない場合は、「該当なし」の下をプルダウンで「○」を、該当がある場合は、該当する箇所の下セルをプルダウンで該当数を入力して下さい。

**労働安全衛生規則第97条**  
現認可期間中に発生した業務災害等・死亡事故等に該当する延べ人数で評価する。但し、業務災害等とは採石場内で発生した転落、発破及び機械等による事故とし、その他に該当するかは県が判断する。

**採石法第33条の8（遵守義務）**  
エネルギー政策課長名による「指示書」のみが対象となる。立入検査時の「岩石採取場立入検査表」は対象外。

**採石法第33条の8（遵守義務）**  
次期計画の実測地盤面と現計画の計画地盤面を照合し、次期計画の実測地盤面が、現計画の掘削範囲内にあるか確認する。

事故等による減点 **-35**

この例では、No.22で(-5点)×2人+(-10点)×1人=-20点、No.23で(-5点)×1回+(-10点)×1回=-15点 合わせて=-35

総審査点 **65**

この例では、100点から35点引いて、総審査点が「65点」です。

技術職員が1～12、20、事務職員が13～19、21～25を審査する。

令和2年4月1日 施行

令和3年4月1日 一部改正

令和4年4月1日 一部改正

令和5年4月1日 一部改正

令和6年4月1日 一部改正